

柏市水道事業ビジョン及び柏市下水道事業中長期経営計画策定 支援業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領

1 業務委託の目的及び概要

(1) 目的

本業務委託については，民間事業者の創造性及び専門性を生かした各社独自の企画立案の中から優れたものを採用することで，健全で安定的な事業経営を実現するための基本施策を策定しその実現を図ることを目的とする。

(2) 概要

ア 業務名

柏市水道事業ビジョン及び柏市下水道事業中長期経営計画策定支援業務委託

イ 業務内容

本業務は，本市の水道及び下水道の両事業に関して，現状や今後の課題を調査及び分析するとともに，時勢の変化に応じた事業経営を実現するための基本計画を策定する。

ウ 業務概要

別紙の仕様書のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 予定金額（上限金額）

70,000,000円

【内訳】

令和6年度 35,000,000円

令和7年度 35,000,000円（債務負担行為設定済み。）

いずれも消費税及び地方消費税を含む。

2 参加資格

参加資格を有する者は，令和6年9月25日から契約締結の日までにおいて，次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 登録状況

ア 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「測量・コンサルタント」のうち大分類「土木関係建設コンサルタント」の中分類「上水道及び工業用水」又は「下水道」に登録があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。

オ 柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成21年10月1日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）又は柏市上下水道局建設工事等暴力団対策措置要領（平成27年4月8日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。

カ 事業協同組合等が参加をする場合、その構成員ではないこと。

キ 納税義務がある場合は、滞納がないこと。

(2) 所在

本店が日本国内にあること。ただし、本店は、人的及び物的設備を充足していること（責任者が常勤していること。電話の転送等は原則として認めない。一時的な転送においては、転送先が別法人や雇用関係のない個人等ではないこと。）。

(3) 技術者

次に掲げる資格を有する技術者を各1名配置できること。

ア 管理技術者

技術士法（昭和58年法律第25号。以下、「技術士法」という。）に規定する上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道若しくは下水道）又は総合技術監理部門

(選択科目：上水道及び工業用水道若しくは下水道) のいずれかに合格し，同法による登録を受けている者

イ 照査技術者

アに同じ。

ウ 水道担当技術者

技術士法に規定する上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道）又は総合技術監理部門（選択科目：上水道及び工業用水道）のいずれかに合格し，同法による登録を受けている者

エ 下水道担当技術者

技術士法に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し，同法による登録を受けている者

(4) 実績

次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する団体が平成20年以降に発注した，水道計画策定業務，下水道計画策定業務及び水道事業におけるアセットマネジメント策定業務（厚生労働省による「水道事業におけるアセットマネジメントに関する手引き」に定めたタイプ3C以上）について，いずれか1件以上の契約を締結し，履行した実績を有すること。

イ アの契約を締結した団体について，契約締結日における住民基本台帳人口が30万人（一部事務組合にあっては，各構成団体の住民基本台帳人口を合計した数）以上であったこと。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和6年 9月25日
参加意思表明書受付締切及び質疑書の締切	令和6年10月 8日
参加資格要件確認結果通知及び質疑書に対する回答	令和6年10月16日
提案書等の提出締切	令和6年10月29日

プレゼンテーション審査	令和6年10月31日
プロポーザル方式結果通知	令和6年11月6日
契約日（予定）	令和6年11月20日

※スケジュールは状況により変更する場合があります。この場合は、参加意思表明書に記載された電子メールアドレス又はFAX番号に連絡する。

4 参加意思表明，質問，回答及び辞退について

(1) 参加意思表明

ア 参加意思表明期間

令和6年9月25日（水）午前9時から令和6年10月8日（火）午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 参加意思表明書（第1号様式）

(イ) 暴力団排除に係る誓約書（第2号様式）

(ウ) 会社概要書（様式任意）

会社案内（パンフレットの類）で代替可

(エ) 同種業務経歴書（第3号様式）

第2項第4号の実績を証する契約書の写しを添付すること（業務区分ごとに1種類で可）。

(オ) 業務実施体制表（第4号様式）

(カ) 監修する技術士の経歴（第5号様式）

第2項第3号の技術者にかかる資格者証の写しを添付すること。

(キ) 主たる事業所を有する所在地に係る地方税，法人税，消費税及び地方消費税の滞納がないことを示す証明書

(ク) 登記事項証明書（アの参加意思表明期間内に発行されたものに限る。）

ウ 提出先及び提出方法

柏市上下水道局経営企画課（柏市上下水道局庁舎3階。以下、「経営企画課」という。）企画担当へ，手渡し（※1），郵送（※2）又はFAX送信（※3）のいずれかの方法で提出すること。

※ 1 手渡しの場合の受付時間は、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時までとする（以下同じ。）。

※ 2 郵送の場合は、アの参加意思表示期間内に届いたものに限り有効とする。

※ 3 F A X 送信の場合は、送信後速やかに経営企画課企画担当へ電話（受付時間は手渡しの場合と同様。以下同じ。）して到達の確認をするとともに、令和 6 年 10 月 10 日（木）午後 5 時までに原本を手渡し又は郵送で提出すること。

エ 提出の部数

各 1 部

オ 参加の可否

参加資格の審査を行い、令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 5 時までに、参加の意思表示をした全ての者に対して電話、電子メール等で参加の可否を連絡する。

(2) 質問

委託業務の内容、提案書等の作成及び提出等について質問事項がある場合には、次のとおり質疑書（第 6 号様式）を提出すること。

ア 質問受付期間

令和 6 年 9 月 25 日（水）午前 9 時から令和 6 年 10 月 8 日（火）午後 5 時まで

イ 質問の方法

(ア) 質疑書（第 6 号様式）に必要事項を記載し、電子メールで経営企画課企画担当へ送付すること。なお、質問は日本語で行うこと。

(イ) 電子メールの件名は「【柏市水道ビジョン及び下水道計画】プロポーザル質疑書（質問者の商号）」とすること。

(ウ) 質問受付期間内であれば、質問の回数は問わない。

ウ 質問に当たっての留意事項

(ア) 送付後速やかに経営企画課企画担当へ電話して到達の確認をすること。

(イ) 評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）は受け付けない。

(3) 回答

回答については、令和6年10月16日（水）までに柏市オフィシャルウェブサイトに掲載するとともに、参加意思表示をした全ての者に対し、電子メールで送信する。

(4) 辞退

参加意思表示をした後に参加を辞退するときは、辞退届（第7号様式）を手渡し又は郵送で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、その撤回をすることができない。

また、参加を辞退したことで今後の本市との契約に関して不利益な取扱いを受けるものではない。

5 提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和6年10月16日（水）午前9時から令和6年10月29日（火）午後5時まで。なお、提出期限を経過しても提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

ア 提案書表紙（第8号様式）

イ 提案書（第8-1号様式）（A4判~~10枚以内~~。ページ数や文字数の制限は、不問とする。）

ウ 見積書及び内訳書（様式任意 税抜き価格表記）

※代表者印又は受任者印を押印のうえ提出すること。

※第1項第4号に記載の予定金額を超えないこと。

(3) 提出先及び提出方法

経営企画課企画担当へ、手渡し又は郵送（第1号の提出期間内に届いたものに限り有効とする。）で提出すること。

(4) 提出書類作成等に当たっての留意事項

ア A4判で10部作成し、1部ずつファイルにとじること（ファイルの表紙及び背表紙に提出者名及び正本又は

副本の別を記載するとともに，副本については部ごとに整理番号を付すこと。)

なお，A3判の資料は，折りたたんでファイルにとじることができれば可とすること。

イ 使用する文字の大きさは，10ポイント以上とすること。

ウ 提案書のページ数や文字数の制限は，不問とするが，極端に多くならないようにすること。

なお，別冊資料の添付は，不可とすること。

エ カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は，可とすること。

オ 書類提出後の記載内容の変更及び差し替えは，不可とすること。

カ 日本語で作成すること。

(5) その他提案書等の作成及び提出に当たっての留意事項

ア 費用負担等

提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに際して必要となる費用は，提案書等の提出者の負担とする。

また，提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に，提案書等の提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章・写真・絵・図・表・映像・音楽等が含まれるときは，提案書等の提出者の費用負担と責任において，あらかじめ，当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 理由のいかんを問わず返却は行わない。

(イ) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は，その対象となる。

(ウ) 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

ウ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

(ア) 異なる提案を複数提出したとき。

(イ) 提出書類の記載に虚偽又は不正があったとき。

- (ウ) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部の記載がなかったとき。
- (エ) 予定金額の上限金額を超えるとき。
- (オ) 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。
- (カ) その他，提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき。

6 提案書の内容について

提案書の内容は，本業務の目的を踏まえ，以下の項目を包含し，可能な限り簡素化し，図表等を用いてわかりやすくまとめること。

- (1) 仕様書に示した業務内容（仕様書9）の各項目に関し，具体的な支援の方法・内容等の提案
- (2) 柏市水道事業ビジョン及び柏市下水道事業中長期経営計画（以下，「ビジョン及び中長期計画」という。）を策定する中で取り組むべき課題と理由，及び課題の内，特に重要な事項についての解決方法の提案
- (3) ビジョン及び中長期計画の実効性を高めるためのマネジメント手法等に関する提案
- (4) 上記に掲げる事項のほか，計画策定等において独自に提案できること。

このほか，「8 審査項目及び審査基準」を参考に記載すること。

7 審査方法

提出書類を基に，本事業選定委員会において，提案書のプレゼンテーション審査を次のとおり実施し，各委員の評点数の合計が最上位となった提案者を受託候補者として選定する。

なお，提案者が1者のみとなった場合もプレゼンテーション審査を実施し，選定委員会で協議の結果，本業務に支障がないと判断した場合に限り，受託候補者とする。

(1) 日時

令和6年10月31日（木）予定

参加者の実施時刻については，別途通知する。

(2) 開催場所

柏市上下水道局庁舎 4 階 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

(3) 実施時間

4 5 分以内とする（目安：説明 3 0 分＋質疑 1 5 分程度）。

(4) 人数及び説明者

契約した際の責任者（管理技術者）を含め 3 名以内とする。
説明者は、契約した際の責任者（管理技術者）とする。

(5) その他

ア プロジェクター（パソコンとの接続は H D M I 端子）を使用する場合は、提案書の提出時に申し出ること。

また、使用する機材等のうち、スクリーン、プロジェクター及び接続用ケーブル（H D M I）以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

イ プレゼンテーションでの追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案等については認めないので、プレゼンテーションの際にプロジェクターで投影する資料は、全て提案書に含めること。

ウ プレゼンテーションの順番は、本市がくじ引きで決定し、プレゼンテーション審査日時通知として電子メールで連絡する。

8 審査項目及び審査基準

審査にあたっては、提出書類を基に、別紙 1 に基づき採点を行う。

9 審査結果

(1) 結果通知

審査結果は、参加者に対して書面で通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 結果公表

審査結果は、柏市オフィシャルウェブサイトで公表する。

1 0 契約手続

(1) 最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、最優秀提案の提案者と契約を締結する。

(2) 決定した受託候補者と契約合意に達しない場合は、選定委員会が行うプレゼンテーション審査において、最上位の次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉することがある。

1 1 再委託

請負人は、業務の全部又は仕様書に掲げる主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、第三者への委託の目的が請負人と第三者がそれぞれが保有する高度な専門分野を連携することで得られる相乗効果が成果物に有益な効果をもたらすものである場合又は仕様書で定める成果物の品質を確保する上で不可欠な分野の補完を行うものである場合においては、あらかじめ注文者との事前協議を行いその承諾を得ることを条件として、再委託ができるものとする。

1 2 異議申立て

(1) 提案書類の提出後においては、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 本件は、本市の都合で、又は手続を公正に執行することができないと認めるときは、関連する日時を延期し、又は取りやめることがある。

この場合において、参加希望者は、異議を申し立てることはできない。

1 3 契約担当部署

(1) 担当部署

柏市上下水道局 経営企画課

(2) 連絡先

〒277-0025 千葉県柏市千代田1丁目2-32

電話番号：04-7136-2339（直通）

FAX番号：04-7167-1165

電子メール：keieikikaku@city.kashiwa.chiba.jp